

多言語 AI 読み上げサービス 「OT0 リーダー」 利用規約

本規約は、株式会社高電社が多言語 AI 読み上げサービス「OT0 リーダー」の名称を付して提供するサービス（以下、「本サービス」という）をご利用頂く際の取り扱いを定めるものです。
株式会社高電社（以下、「高電社」という）は、本規約にご同意頂いたお客様に対して本サービスの利用を許諾します。

第1条（利用許諾）

本サービスは、お客様が本規約に同意する証として申込書にてお申し込みをいただき、高電社が受託することにより、当該お申し込みの内容に従って本サービスの利用を非独占的に許諾します。また、お客様が本サービスの利用を開始した時点から本規約に同意したものとします。
2. 本サービスは、お客様が指定する特定のホームページ（以下、「契約ドメイン」という）に対して、インターネット回線を通じて提供するサービスです。
3. 本サービスの申込書受理後に、高電社がお客様または高電社が指定する代理店（以下、「販売代理店」という）に技術資料を通知します。お客様または販売代理店で高電社が指定する方法にて設定作業を行うことで、本サービスの利用が可能になります。

第2条（有効期間）

本規約の有効期間は、申込書に記載の契約期間とします。ただし、契約期間満了の1ヵ月前までにお客様から解約希望の意思表示が無い場合は、契約をさらに1年延長するものとし、以後の契約期間満了についても同様とします。

第3条（契約の変更）

申込書に記載のお申し込み内容に変更が生じた場合は、別途、注文書の受取をもって申込内容を変更するものとします。

第4条（利用料）

お客様は、本サービスの利用料として、本サービスの申込書に記載または、別途契約、または受発注の際に定めた本サービスの契約期間分の料金を、本サービスの利用開始前迄に、高電社または販売代理店に対して、一括で支払うものとします。ただし、支払い方法に関してお客様と高電社または、お客様と販売代理店との間で別途契約がある場合はその規定に従うものとします。
2. お客様は、次年度以降も本サービスを継続利用する場合、前項の利用料を当該次年度が到来する前迄に高電社または販売代理店に対して一括で支払うものとします。ただし、お客様と高電社または、お客様と販売代理店との間で、別途契約がある場合はその規定に従うものとします。
3. 高電社は、本規約および本サービスの料金規程について、お客様の事前の承諾を得ることなく改定することがあります。
4. 本サービスの利用に際してお客様が高電社または販売代理店に支払った利用料は、高電社が本サービスの提供を継続するがぎり返還しないものとします。
5. 高電社は、お客様もしくは販売代理店が本サービスの利用料を滞納した場合、お客様への本サービスの提供をいつ何時でも即時停止できるものとします。

第5条（権利の制限）

お客様は、本サービスを第三者に利用させてはならず、また、本サービスを利用する権利を第三者に譲渡、貸与または販売してはならないものとします。
2. お客様は、本サービスにおいて作成された音声合成データを使い、次に該当する行為を行ってはならないものとします。
(1) 音声合成データを素材として販売、または配布する行為
(2) 法令および公序良俗に違反する行為
(3) 犯罪、差別、誹謗中傷に関連する目的で利用する行為
(4) 第三者の名誉、人格やその他の権利を侵害する行為
(5) 高電社が不適切と判断した行為

第6条（利用環境）

お客様は、インターネット回線、パソコン等、本サービスの利用に必要な一切の機器を自らの責任と負担において準備するものとします。
2. お客様は、本サービスを利用するにあたって必要となるお客様ホームページへ、タグの設置作業を自らの責任と負担で行うものとします。

第7条（仕様変更）

高電社は、本サービスの提供に必要な高電社システムのハードウェアおよびソフトウェアに関する仕様をいつ何時でも変更できるものとします。ただし、本サービスの仕様変更に伴い、お客様の本サービスの利用に影響をおよぼすような場合は事前に仕様変更の旨をお客様または販売代理店に通知し、本サービスの利用に必要な情報をお客様または販売代理店に提供するものとします。

第8条（保守）

高電社は、本サービスの利用に関わるお客様からの問い合わせに対して、高電社または販売代理店を通じて回答し、サポートを行うものとします。
2. 高電社は、本サービスの提供に障害が発生した場合や、お客様または販売代理店から本サービスの利用にあたって不具合等が発生した旨の通知を受けた場合、速やかに原因究明と修復に努めるものとします。

第9条（サービスの中止・中断）

高電社は、次に該当する場合、本サービスの提供を中断または中止できるものとします。
(1) 高電社またはデータセンター事業者の設備の保守や工事等によるやむを得ない事情がある場合
(2) 天災、事変、停電その他の不可抗力によりサービス提供が行えなくなった場合
(3) データセンター事業者または電気通信事業者のサービスに障害が発生し中断した場合、またはサービスを中止した場合
(4) その他、高電社が一時的なサービスの中断が必要と判断した場合

2. 高電社は、前項の事由により本サービスを中止または中断する場合には、緊急の場合を除き、事前にその旨を高電社の定める方法によってお客様または販売代理店に告知するものとします。

第10条（免責事項）

高電社および販売代理店は、お客様が本サービスを利用して得た音声合成データの結果の正確性、確実性、有用性、高電社が指定した動作環境以外での動作可能性も含め、本サービスに関していかなる保証も行わないものとします。
2. 高電社および販売代理店は、お客様が本サービスを利用することによって被った損害については一切責任を負わないものとし、また第8条に該当するP場合を含め、本サービスの提供が遅延または中断、終了したこと起因してお客様が被った損害および損害発生についても、高電社または販売代理店が予見し、または予見し得た場合においても一切責任を負わないものとします。
3. 高電社および販売代理店は、お客様が本サービスを利用した結果または行為に対して、第三者からのクレーム、または第三者が被った損害についても、故意または、重大な過失による場合を除き、一切補償を行わないものとします。
4. 本サービスは、お客様または販売代理店に提供する技術資料に記載の「制限事項」に該当するホームページは、本サービスによる機能が正常に動作しない場合があり、そのような場合においても高電社および販売代理店は何ら責任を負わないものとします。

第11条（秘密保持）

高電社および販売代理店およびお客様は、本サービスの実施または利用に関連して知り得た相手方の技術上、販売上その他業務上の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を本サービスの実施または利用の為に必要限度でのみ利用し、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示もしくは漏洩してはならず、また本サービスの実施または利用の目的以外の用途で利用してはならないものとします。なお、お客様が高電社に書面にて秘密情報を開示する場については、その書面上に秘密である旨を表示するものとし、また秘密情報を口頭にて相手方に開示した場合には、口頭による開示後30日以内にその内容および秘密である旨を書面化し、相手方に提供するものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

高電社および販売代理店およびお客様は、自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）でないことおよび今後も反社会的勢力に属さないことを表明・保証するものとします。
2. 高電社および販売代理店およびお客様は、本サービスに関連して、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
(1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、もしくは相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと、または偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害すること
(2) 反社会的勢力である第三者をして前号の行為を行わせること。
(3) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
3. 高電社および販売代理店およびお客様は、相手方が本条の定め反した場合、または反していたことが判明した場合、別段の催告を要せず、本サービスに関する契約を直ちに解除することができるものとします。
4. 高電社および販売代理店およびお客様は、前項により契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することはできないものとします。
5. 高電社および販売代理店およびお客様は、相手方の本条第1項または第2項の各号に定める行為により損害を被った場合、相手方に対し、その損害を請求することができるものとします。

第13条（サービス解除）

お客様が本規約の何れかに違反し、高電社から書面による是正勧告を受けて15日を過ぎても是正が行われない場合、高電社はお客様への本サービスの提供を直ちに中止するものとします。

第14条（合意管轄）

本サービスに関連して、高電社とお客様との間で訴訟または調停の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所にするものとします。

第15条（残存条項）

お客様の本サービスの利用が中止または終了した場合でも、第4条第1項、第10条、第11条、第12条、第14条、および本条は、その効力を失わないものとします。

第16条（協議）

本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合は高電社および販売代理店及びお客様と協議の上、誠意を持って解決にあたるものとします。

2024年5月30日

株式会社高電社